

<論文Ⅱ>

2000 年代中国における中小企業の発展と政策的展開 —上海民営科学技術企業を中心に—

解 嬋 辛

はじめに

現在、中国は急速な経済成長を遂げているが、その過程で持続可能な発展を実現することが益々困難となり、従来型の経済成長モデルを改める必要性に迫られている。とりわけ、経済成長と雇用確保の両面を実現しながら、科学と技術の革新を継続的に図ることが求められている。中でも、科学技術型企業¹は、経済の成長と雇用を促進するための強力な支柱とみなされており、それは「技術革新の孵化器」とも表現し得るものである。ちなみに「民営科学技術企業は、国民経済の継続的かつ安定的な発展、民間投資の呼び込み、地域の発展、雇用の増加、技術革新などの面で重要な役割を果たしている」(史云霞 [2013] 17 ページ)と評価されている。

本論文の課題は、2000 年代の中国経済において、中国の民営科学技術企業の発展状況、この時期、中国政府の打ち出した政策、当該政策の変遷、さらに、中央政府と上海市政府に代表される地方政府の政策との関係を明らかにすることである。

先行研究についてであるが、2008 年以降、中国科学技術部が民営科学技術企業に関する統計情報の開示を停止したため、「多くの地方政府は、当該企業に関連する政策や法律を度外視するようになり」(「民営科学技術型企業発展報告研究」課題組 [2011] 41 ページ)、2000 年代後半における地方の民営科学技術企業の発展に関する研究蓄積は決して多くはない。また、中央政府の政策展開や経年的変化、中央政府と上海市政府に代表される地方政府の中小企業政策の関係に関する研究も希薄な現状である。

以上を踏まえ、本論文の目的は以下の通りである。

第 1 に、唐豪らによれば、「改革開放の以前、上海地域における国有や集団所有制は、すべてのビジネス分野や業界をカバーしていた。特に国家は私営企業に対して社会主義改造²を行った後に、上海における私営企業を主要な存在形態とする民営経済の姿がほとんど消えてしまった」(唐豪ほか [2009] 4 ページ)。しかし、中国科学技術部の「全国民営科

学技術企業に関する統計通報」(2004-2005 年)によれば、2004 年と 2005 年 2 年連続、上海市の民営科学技術企業の収入総額は全国第 3 位(第 1 位は広東省、第 2 位は浙江省)となり、企業社数は第 1 位となった。そこで、上海市がこれを成し遂げた原因と、そのために上海市政府の政策が果たした役割を解明する。

第 2 に、2000 年代における中央政府と上海市政府の中小企業政策を整理し、比較分析することで、政策の展開過程とその特徴を解明する。

第 3 に、中央政府の中小企業政策を具体的に検証するのみならず、中央政府の政策に照らした上海市の政策の共通性と独自性にもふれることで、中央政府と地方政府の政策主体間の関係がどのように移り変わってきたかを明らかにする。

次に、研究方法についてである。

「中国の民営科学技術企業の 90%以上は中小企業」であり(石慧 [2010] 1 ページ)、2007 年の上海民営科学技術企業数は 15,695 社で、このうち資産総額が 1 億元以下の企業は 14,921 社で全体の 95.1%を占める。よって、本研究は中央政府と上海市政府の中小企業政策を分析対象とした。

筆者はまず、2000-2010 年の間に公布された中央政府の中小企業政策 167 本と、上海市政府の中小企業政策 428 本を研究対象として、文書名、公布日、公布部署、文書番号などの内容を含めて時系列に整理し、当該期間を前半(2001-2005 年)と後半(2006-2010 年)に大別した。その後、政策の内容によって政策目標を就職支援、金融支援、社会的支援などに分類し、さらに政策手段によって細分類し、最後に比較的整備されている中小企業政策体系を総括した。

政策分析は上記の体系を根拠とし、政策の内容に従って中央政府と上海市政府の政策の展開や特徴を明らかにし、それぞれの政策を比較する。そこで共通点と相違点を検討し、2000 年代前半と後半において両政策がどのような特徴を有しながらいかなる変容を遂げてきたのかを考察した。

なお、本論文で取り上げる民営科学技術企業のデータは、各種年鑑や政府のウェブサイト、先行文献、書籍に基づくものである。

政策内容は、『中国中小企業年鑑』(2003-2011年各年版)及び、関連するウェブサイト(上海中小企業網)、論文や書籍から収集した。

第一章 民営科学技術型企業の定義と2000年代以前の発展

第一節 中国における民営科学技術型企業

中国では、民営科学技術型企業は「技術革新を主要な特徴として自ら資金を調達し、組み合わせ、経営し、自ら損益責任を負い、科学研究、開発、生産、経営を結合する経済主体」と定義されている³。

当該企業は、中国共産党第十一期中央委員会第三回全体会議(略称:第11期3中全会,1978年)以降に現れた新型企業であり、「科学者と技術者を主な創設者とし、集団所有制、合作所有制、株式所有制、個人所有制または私営形態の民営科学技術機構である。国有科学研究機構、大学・高等専門学校、大中型企業が自己資金で創設した国有民営科学技術型企業も含まれる」とされる⁴。

1970年代末⁵から1990年代初頭までは民営科学技術型企業は民営(民辦)科学技術機構と呼ばれていたが、1993年6月に名称が変更された。民営科学技術型企業の特徴は以下の4点である。「第1に、“自ら資金を調達し、自ら組み合わせ、自ら経営し、自ら損益責任を負う”という経営管理メカニズムに従うこと、第2に、科学者と技術者が企業従業員の中で高い割合を占めること(通常は20%以上)、第3に、主に技術開発、技術移転、技術コンサルティング、ハイテク製品の開発、生産と販売をすること、第4に、国家編制や国家投資を要さないことである」(仲偉俊, 胡鈺, 梅姝娥[2005]13ページ)。以上の定義と特徴を基本として、各省と市は1993年以降、民営科学技術型企業に関する認定や、当該企業を発展させるための政策法規を作成し始めた⁶。

なお、民営科学技術型企業の誕生の主要な要因として「思想解放、経済体制改革、科学技術体制変革、新しい技術革命」の4点が挙げられる(尚勇ほか[2002]3ページ)。

第二節 上海における民営科学技術型企業

上海市は、いくつかの「管理方法」で民営科学技術型企業の定義に触れている⁷。2012年に公表された「上海市科学技術型企業参考標準(試行)」では、「市财政局等印发上海市科技型中小企业信贷风险补偿暂行办法」(沪财企[2012]24号)の中に掲載された科学技術型企業は上海市で企業登録をし、独立行政法人の資格を持ち、そして、以下の5つの条件のうち3つ以上を満たす企業であった。1)技術開発や技術関連サービスなどに関わることに従事すること。2)直接に研究開発に従事する科学者と技術者は従業員総数の5%以上を占めること。3)企業において、ハイテク技術由来の売上げとハイテク製品(サービス)の売上げは企業販売総額の30%以上を占めること。4)企業の年度研究開発費用は売上げ総額の3%以上を占めること。5)企業は特許権、著作権、集積回路配置設計権、植物新品種育成者権などの知的財産、または専有技術を有すること。

以上の基準に当てはまり、「自ら資金を調達し、自ら組み合わせ、自ら経営し、自ら損益責任を負い、科学研究、開発、生産、経営を結合する経済主体」という前提条件を満たす企業が、上海市の民営科学技術型企業に該当する。これは中央政府の定義と異なっている点に留意しなければならない。

第二章 2000年以降における民営科学技術型企業の発展

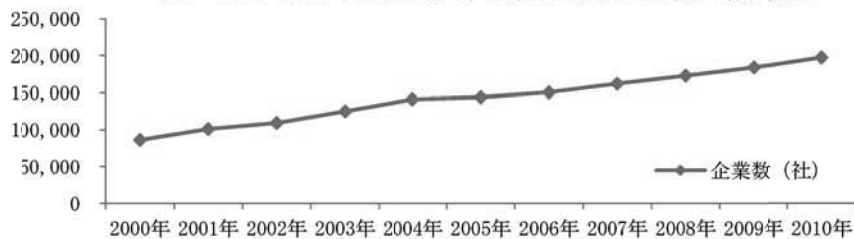
本章では、各年鑑や先行研究のデータを用いて、2000年以降の中国と上海市の民営科学技術型企業の発展状況を明らかにする。具体的には、企業数の変化や利潤率の増減などの動向を見ることで、全体的な発展状況を分析し、第十次五ヵ年計画期間(略称「十・五」計画)(2001-2005年)と第十一次五ヵ年計画期間「十一・五」計画期間(略称:「十一・五」計画期間)(2006-2010年)の数値を比較して、二つの時期の発展に、いかなる差異があるかを考察する。

第一節 中国の民営科学技術型企業:総合的实力が向上した10年

(一) 総合的实力の向上

2000年から2010年までの11年間、中国民営科学技術型企業は図1で明らかなように、量的に増加し続けている。2000年の86,100社に対し、2005

図1 2000—2010年における中国民営科学技術型企業の増加状況



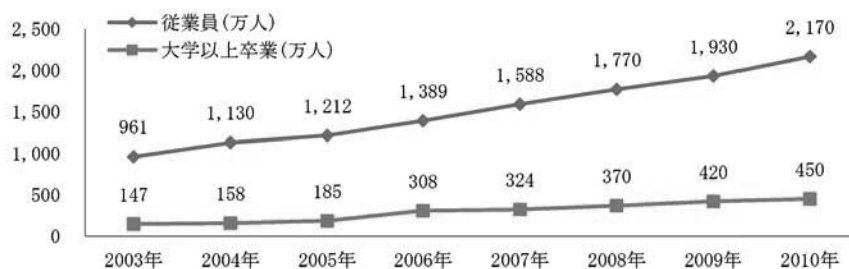
出所) 『中国民営科学技術型企業発展報告2006-2010年』より筆者が作成

表1 2000と2007年の中国民営科学技術型企業経済類型の構成と変化状況

	2000年		2007年	
	企業数	構成比	企業数	構成比
国有民営企業	6,288	7.3%	3,485	2.2%
集団経済企業	13,721	15.9%	6,339	3.9%
私営と個体経済企業	20,795	24.2%	71,516	44.1%
株式合作制	5,289	6.1%	5,410	3.3%
連営制企業	1,046	1.2%	1,823	1.1%
有限責任制と株式制企業	32,126	37.3%	56,414	34.8%
外商と港澳台企業	4,803	5.6%	12,592	7.8%
その他経済類型	2,032	2.4%	4,758	2.9%

出所) 2000年のデータは「2000年度全国科学技術企業統計状況通報」、2007年のデータは「民営科学技術企業自主的革新発展モデル研究」より筆者が作成

図2 2003-2010年における民営科学技術型企業従業員の増加状況



出所) 『中国民営科学技術型企業発展報告2006-2010年』より筆者が作成

年は143,991社まで増加し、6年間で67.2%増え、年平均増加率は10.8%となった。また、2006年から2010年までの5年間では、民営科学技術型企業も堅調を維持しつつ、2010年の企業数は2006年の1.3倍となり、年平均増加率は7.1%となった⁸。私営個体所有制の企業も顕著な成長を遂げた。表1から、国有民営企業と集団所有企業の割合の減少に対し、私営個体企業の割合は、2000年の24.2%から2007年の44.1%まで増え、8年間で19.9%増加した。

民営科学技術型企業従業員の数を図2で見ると、2003年の961万人から2010年の2,170万人にまで増え、8年間で125.8%増加し、年平均増加率は12.3%であった。量的拡大だけでなく、この間、大学または大学以上の学歴を有する従業員は2003年の147万人から2010年の450万人にまで伸長

した。全体に占める大学または大学以上の学歴を有する従業員の割合は15.3%から20.7%に上昇していることから、従業員の質的变化が伺える。

表2を見ると分かるように、2010年の企業利潤総額は9,600億元で、それぞれ2005年の3,192億元の3倍、2000年の1,006億元の9.55倍に上り、年平均増加率は25.3%となった。そして、一人当たりの平均利潤額も11年間で145.6%増加した。

(二)「十一・五」計画期間期間(2006—2010年)における緩慢な発展

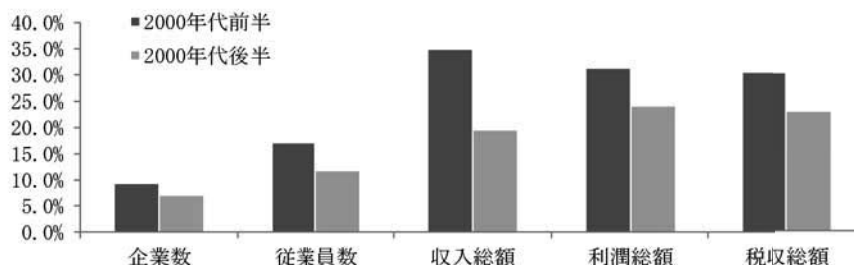
図3から分かるように、2000年代後半の「十一・五」計画期間で中国民営科学技術型企業の企業数、従業員数、収入総額、利潤総額と税収総額の年平均増加率は7.1%、11.8%、11.8%、24.2%と23.3%であったが、「十・五」計画期間と比べると、それぞれ2.2%、

表2 2000-2010年における中国民営科学技術型企業の利潤変化

	利潤総額(億元)	一人当たりの平均利潤 (万元)
2000年	1,006	1.8
2001年	1,074	1.7
2002年	1,763	2.3
2003年	2,295	2.4
2004年	2,825	2.5
2005年	3,192	2.6
2006年	4,040	2.9
2007年	5,843	3.7
2008年	7,000	4.0
2009年	7,800	4.0
2010年	9,600	4.4
年平均増加率(%)	25.3%	9.4%

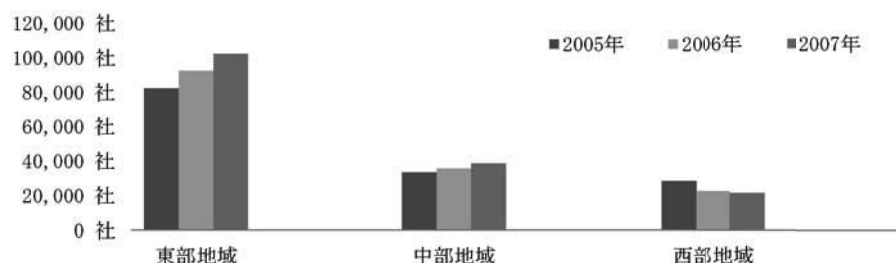
出所)『中国民営科学技術型企業発展報告2006-2010年』より筆者が作成

図3 2000年代前半及び後半における民営科学技術型企業の企業数、従業員数、収入総額、利潤総額と税収総額の年平均増加率



出所)『中国民営科学技術型企業発展報告2006-2010年』より筆者が作成

図4 2005-2007年における中国の民営科学技術型企業の地域分布



出所)「中国民営科学技術型企業の発展態勢と特徴」より筆者が作成

5.3%, 15.3%, 7.1%と7.4%減少している。

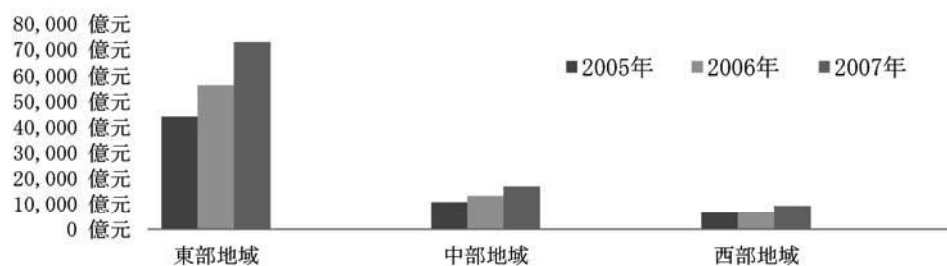
(三) 民営科学技術型企業の地域的不均衡発展

中国の民営科学技術型企業は地域によって発展程度が異なり、東部地域は中部、西部両地域より発展しているのが常態とされる⁹⁾。図4は2005-2007年における中国の民営科学技術型企業数の地域分布を示しており、東部地域の民営科学技術型企業数は中部、西部両地域と比較して突出するようになったことが確認できる。東部地域が全体の半分以上を占め、その次に中部地域、西部地域と続く。2007年には、西部地域は全体数の13.2%を占めるにとどまり、全

体に占める割合は東部地域の上昇とは対照的に低下している。企業数だけではなく、図5から、各地域間における年収総額の不均等も同様に発生していると見られる。

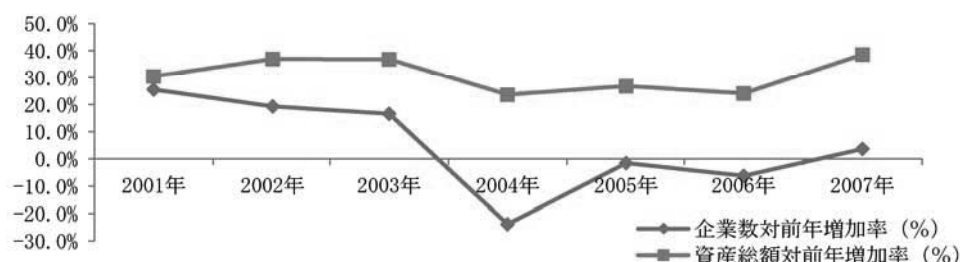
以上の分析から、2000年代に入って中国民営科学技術型企業の発展は全体として好調であり、総合的な実力が向上しつつあることが分かる。しかし、後半の発展は前半よりも低位となり、国内の地域別にみた場合、不均等性が目立つようになっていった。とりわけ東部地域は西部地域と比べて著しい発展を遂げた特徴が見られる。その東部地域に位置するのが上海市である。

図5 2005-2007年における中国の民营科学技术型企業年収総額の地域分布



出所) 「中国民营科学技术型企業の発展態勢と特徴」より筆者が作成

図6 2000-2010年における上海市の民营科学技术型企業社数と資産総額対前年増加率



出所) 『上海科学技术統計年鑑』(2002-2008年各年版)より筆者が作成

表3 上海における民营科学技术型企業の経営類型別構成と推移(2000～2007年)

	2000年		2005年		2007年	
	企業数	構成比	企業数	構成比	企業数	構成比
国有民营企业	1,021	8.3%	579	3.6%	496	3.2%
集团経済企業	1,401	11.4%	539	3.3%	307	2.0%
私营と个体経済企業	958	7.8%	10,765	66.8%	11,101	70.7%
株式合作制	676	5.5%	343	2.1%	222	1.4%
連営制企業	36	0.3%	92	0.6%	46	0.3%
有限責任制と株式制企業	8,075	65.6%	3,104	19.3%	2,588	16.5%
外商と港澳台企業	74	0.6%	571	3.5%	787	5.0%
その他経済類型	48	0.4%	135	0.8%	148	0.9%

出所) 『上海科学技术統計年鑑』(2001-2008年各年版)より筆者が作成

第二節 上海の民营科学技术型企業：紆余曲折を経て成長した10年

(一) 紆余曲折の成長過程

中国における全国的な傾向とは異なり、上海市の民营科学技术型企業数は、図6から明らかなように、2001年から2003年にかけて3年連続で増加した後、2004年に一気に落ち込んだ¹⁰⁾。2005年と2006年も減少は続いたが、上海市の民营科学技术型企業の資産総額自体は増えており、1企業当たりの資産規模が拡大している。

企業の経営類型を表3で見ると、私营个体企業、外商と港澳台企業の数が顕著に伸び、それぞれ2000年の958社と74社から2005年の10,765社と571社まで増え、5年間で全体に占める割合は

59.0%と2.9%増加した。特に、2007年の数値を見ると、私营个体企業は全体の70.7%を占め、民营科学技术型企業社の主要な経済類型となった。私营个体企業の著しい伸長に対し、国有民营企业と集团経済企業は減少し続け、企業全体に占める割合はそれぞれ2000年の8.3%と11.4%から2005年の3.6%と3.3%まで減少した。2007年に至っては、両者合わせて5.1%に過ぎず、上海市における国有民营企业と集团経済企業は絶対的少数になったといっても過言ではない。

上海民营科学技术型企業の従業員は、2000年から2010年の11年間で258.0%増加した。そのうち、大学以上の学歴を有する従業員は、2000年の8.33万人から2007年の20.8万人に上り、全体に占める割合は2000-2003年の平均約30%から

表4 上海民営科学技術型企業各項目の一人当たり金額変化状況(2000-2010)

	一人当たり収入総額(万円)	一人当たり工業生産総額(万円)	一人当たり利潤総額(万円)	一人当たり税金総額(万円)	一人当たり外貨獲得高(万ドル)
2000年	30.8	11.8	1.8	1.1	0.1
2001年	34.3	11.7	1.8	1.3	0.1
2002年	41.2	14.6	2.4	1.8	0.2
2003年	47.3	17.3	2.5	2.4	0.2
2004年	59.1	25.4	3.4	2.8	0.7
2005年	77.1	55.0	3.6	3.6	1.8
2006年	80.8	56.6	3.9	3.5	2.1
2007年	100.3	72.5	5.8	4.0	3.3
平均年増加率(%)	18.4%	29.6%	18.2%	20.3%	63.2%

出所)『上海科学技術統計年鑑』(2001-2008年各年版)より筆者が作成

表5 2000-2007年における上海民営科学技術型企業特許出願と許可件数の変化状況

	特許出願件数(件)	特許許可件数(件)	全体に占める割合(%)
2001年	1,374	453	33.0%
2002年	1,826	681	37.3%
2003年	3,697	1,990	53.8%
2004年	5,452	2,319	42.5%
2005年	8,010	3,970	49.6%
2006年	9,048	4,111	45.4%
2007年	12,453	7,112	57.1%
年平均増加率(%)	37.0%	48.2%	8.2%

出所)『上海科学技術統計年鑑』(2001-2008年各年版)より筆者が作成

2004-2007年の平均約28%に減少したものの、数値は大きく上下することなく安定して推移したと考えられる。工業生産総額や利潤、外貨獲得額などの状況を見てみると、上海の民営科学技術型企業は確実に成長していることが分かる。表4から、2000年から2007年の8年間で1人当たりの収入総額、工業生産総額、利潤総額、税金総額、外貨獲得額の平均年増加率は、それぞれ18.4%、29.6%、18.2%、20.3%と63.2%の増加を遂げた。

(二) 科学技術領域での活動状況

2000年から2002年の3年間、上海民営科学技術型企業がR&Dに投入する金額は増えつつ、支出総額に占める割合は平均4%を維持していた。その後、2003年のR&D経費が74.3億元、支出総額に占める割合は前年より0.5%減少した。2004年は171.8億元であり、7.2%に回復したが、2005年は1.6%まで落ち、その後の2006年と2007年はわずか1%の回復にとどまった¹¹⁾。

2000-2007年における上海民営科学技術型企業の特許出願件数と特許許可件数を見ると、企業の研究開発、特許確保能力確実に向上し続けていることが分かる。表5によると、特許出願件数は2001年の1,374件から2007年の12,453件まで増え、年平均増加率は37.0%であった。そして、許可件数の出願件数に占める割合も2001年の33.0%から2007

年の57.1%まで増え、年平均増加率は8.2%となっている。

(三) 「十・五」計画期間と「十一・五」計画期間の比較

2001年から2010年までの10年間は、上海民営科学技術型企業が急激な成長を遂げた期間であり、特に第十次五ヵ年計画の5年間で驚愕に値する加速的な発展を成し遂げた。2005年の収入総額、工業生産総額、利潤総額、税金総額と外貨獲得高は、2001年との比較でそれぞれ1.6倍、3.7倍、7.7倍、3.3倍、4.5倍と22.9倍に伸びた。「十一・五」計画期間の成長は「十・五」計画期間より鈍化しており、同じ項目で2010年は2006年の1.5倍、1.7倍、1.6倍、2.5倍、1.9倍と4.9倍となった。

2000年代以降、上海市における民営科学技術型企業の発展は順風満帆ではないが、全体的には、中国全体の民営科学技術型企業と同じく、1企業単位の経営規模の拡大と実力の向上がうかがえる。その中で、私営个体企業と外商、港澳台企業が増加しつつあり、特に私営个体企業の全体に占める割合は、国有民営企業と集団経済企業のそれより遥かに高くなっている。

科学技術領域に関する分析を見ると、R&D経費と科学技術活動経費が年々増加することで、研究開発が重視されていることが分かる。特許出願件数と特許許可件数は年々増えており、自主的な革新能力も

向上したといえるだろう。

そして、全国的傾向と同様に、2000 年代後半の発展は前半に比べ緩慢になっている特徴が見られる。

第三章 2000 年代における中央政府の中小企業政策

本章では、政府が民営科学技術企業もしくは中小企業に対してどのような姿勢を取っていたか、そこでの変化に注目しながら明らかにする。2001 年から 2010 年までの政策文書を見ながら、中国の中央政府が中小企業に対してどのような考えを有し、いかに政策に反映させたかを分析する。

第一節 「重要視」から「政策の充実」へ～2000 年代前半～

十数年間の模索と発展を経て、2000 年初頭に中国中小企業支援政策体系は次第に整備されるようになった。

2001 年 3 月、中国第 9 期人民代表大会第 4 回会議で「中華人民共和国国民経済と社会発展第十次五ヵ年計画綱要」が通過した。この綱要は「優勝劣敗の市場メカニズムとマクロコントロールで産業内の適切な集中、企業間の十分な競争、大企業がリードし大中小企業の協調発展を実現する」、「中小企業の発展を奨励する政策を実施し、中小企業向けのサービス体系を完備させ、中小企業を『専、精、特、新』方向に発展させる」、「中小企業向けの技術革新支援システムを建設し、中小企業の革新能力を向上させる」、「中小企業の国際協力を奨励しかつ促進する」といった文言が盛り込まれ、中小企業の発展が大いに促された。

「中国中小企業促進法」(2003)の制定から 2005 年末までは、中国第十次五ヵ年計画の期間であり、中央政府は中小企業を発展させるための支援政策を徐々に策定していった時期でもあった。

2000 年代前半の中央政府の中小企業政策の展開を 7 つの側面から検討する。

(一) 法的地位の確立と明確な企業標準の制定

2002 年 6 月 29 日制定、2003 年 1 月 1 日施行の「中華人民共和国中小企業促進法」は、「中国中小企業の基本政策の概念が基礎となって確定されたものである」(張俊喜その他 [2005]306 ページ)。この促進法は、「中央と地方政府において中小企業の発展

を促進させる際に生じる責任を明確化し、資金支援、起業援助、技術革新、市場開拓、社会的支援などの面で基礎原則を定めている。当該法律は中国中小企業支援政策体系の構築を指導する基本法律」(舒萍・汪立峰 [2010] 115 ページ)であった。その後、多くの政策法規は本促進法を根拠として策定されたと考えられる。中小企業の政府における戦略的地位は以前より遥かに向上した。

同年 2 月、「关于印发『中小企业标准暂行规定』的通知」が公表された。これは 1986 年の「大中小型企业划分标准」作成以来となる中小企業を対象とした分類基準であった。この規定は、その後の中小企業支援政策の策定を正確で効率的なものに所得した点で重要であると考えられる。

(二) 財政支援で再就職への支援

国有企業の改革に伴う大量の失業のほか、都会の就職難と農村余剰労働力の非農業産業への流出に関する問題が同時に現れ¹²、社会の不安定化、労働力の余剰が問題になった。それらを解決するために、中央政府は 2003 年と 2004 年に失業者の再就職に対する優遇政策を打ち出し、数多くの財政支援を実施した。また、2002 年に、「下岗失业人员小额贷款管理办法」が公表され、政策内容から、中央政府は主に財政手段で就職及び再就職の支援を行っていたことは明らかである。失業者の起業行動に対してさまざまな優遇政策を与えたため、私営・個体所有制の中小企業を間接的に支援する役割を果たしたと考えられる。

(三) 社会的支援体制の始まり

「中小企業促進法」では、「政府は実際の需要で中小企業向けのサービス機構を建設すること」としている。このため、中央政府は中小企業サービス体系特定項目資金を出し、資金管理の規範として、中央財政部は「中小企业服务体系专项补助资金使用管理办法(暂行)」を作成し、資金の使用原則と範囲、支援方式と標準、対象の選択、申請と支払いの手順、監督と検査などで明確なルールを作成した。

(四) 中小企業信用供与システムの構築と第 2 の金融市場の創設

中国政府は、直接融資ルートが増加、信用供与システムの構築、信用供与機構の税金免除、投資ルー

トの増加などの方法で中小企業を支援するようになった。これは、「中国中小企業の発展は世界各国の中小企業と同じように、発展過程にある中で、規模、信用度、管理レベルなどの制限から資金調達ルートが少なく、融資が難しい問題に直面している。それ故、政府は中小企業に各種金融サポート」(仲偉俊その他[2005] 170 ページ)を与えなければならなかったからである。

信用供与システムの構築以外に、中小企業ボードを創設して中小企業に直接融資の扉を開き、2004年に深セン証券取引所から「深圳证券交易所中小企业板块交易特别规定」が公表された。中国中小企業などの資金調達のための金融革新のひとつの試みともいえる。中央政府は「中小企業促進法」に従って企業に金融支援を行いながら、いくつかの革新的な支援も行ったと見られる。まず、銀行貸出については、以前のように単に金額を拡大するのではなく、専門的な部門や奨励体制を構築することの重要性などを、政府がアドバイスするようになった。これには金融機関の改革も含まれている。そして、直接融資の扉を開くことで、企業発展のために資本市場からの資金が注がれるようになった。今後、企業融資難の解決を目指しながら資本市場の整備も一層求められているであろう。

(五) 中小企業発展基金の創設

第十次五ヵ年計画の期間、直接的に中小企業の発展に寄与する中央政府の財政支援は、中小企業発展特定項目資金であった。この資金は中華人民共和国中小企業促進法に基づき、中央財政予算の中で主に中小企業の専門化、大企業との協力、技術革新、新製品開発、新技術の拡大などに使う特定項目資金である(科学技術型中小企業技術革新基金を除く)。2004年10月に「关于印发《中小企业发展专项资金管理暂行办法》的通知」が公表され、当該通知は、発展資金は主に、中小企業を対象として、技術進歩、構造調整、発展方式の転換、就職の拡大、サービス環境の改善に使用することとし、資金の支援方法、金額、企業の選択、申請と審査の手順、監督検査などを明確に示した。

(六) 中小企業の輸出への支援

2001年、元対外経済貿易部(現商務部)と財政部は「中小企业国际市场开拓资金管理(试行)办法」

と「中小企业国际市场开拓资金管理办法实施细则(暂行)」を打ち出し、中小企業のための市場開拓支援資金について支援する項目や具体的なルールを定めた。2005年には、引き続き「关于实行出口信用保险专项优惠措施支持个体私营等非公有制企业开拓国际市场的通知」(中国輸出信用保険会社)が公表され、輸出信用保険などの金融手段で輸出を拡大することや、輸出信用保険を使って更なる融資便利を得ることが奨励された。資金と融資で中小企業の海外業務が支えられる点は、2000年代前半の特徴であると考えられる。

(七) 技術革新への支援

2000年代前半の中小企業政策を見ると、技術革新への支援は主に2つの側面で行われた。一方は金融支援、もう一方は資金支援である。

前者に関しては、2003年「关于加强科技型中小企业金融服务的指导意见」が公表され、この指導意見は当該企業に対する貸出困難の問題を指摘した。指導意見では科学技術革新と企業成長、「技術革新と金融革新を結びつける」ため、科学技術型中小企業を支援するための政策整備や、貸出業務の信用リスク管理などに関する各種のアドバイスが提出された。2年後、「关于推动科技型中小企业融资工作有关问题的通知」が公表され、融資の目標、責任と管理などについてのアドバイスが提出された。

後者に関しては、1996年、科学技術型中小企業技術革新基金が国務院の許可で設立された。この基金は、中小企業の技術革新を促進するための特定項目資金であり、各中小企業プロジェクトの特徴に応じて、無償出資などで科学技術型中小企業の技術革新を支援するものであった。「この基金の設立は、中国政府のWTO規則に対する制度手配だけではなく、市場経済の下で政府が企業研究開発活動を支援する新しい方法を模索する目的を有し、公共財政管理の建設に対する試みでも」(張俊喜その他[2005]286ページ)あった。2005年に、「科技型中小型企业技术创新基金财务管理暂行办法」と「项目管理方法」が打ち出され、支援項目の条件などが詳細に定められた。

以上、法的地位の向上、再就職支援、金融支援、財政支援、社会的支援体制の構築、国際開拓、技術革新の7つの面から、2000年代前半の中央中小企業政策展開を明らかにした。これらより、いくつかの

特徴が見て取れる。

まず、「中小企業促進法」が公表された後は、中小企業の法的地位が著しく向上しただけではなく、分散した中小企業政策が 1 つの政策体系に総合化され、支援分野が明確になった。政策内容も 2000 年以前より充実したものとなり、中小企業が重要視されたことが分かる。

支援手段から見ると財政支援が多く、ほぼすべての支援分野に国家からの資金援助があり、対象によって税收特恵も行われている。政府の直接介入が中小企業を支えるという見方は大勢であろうが、中小企業ボードの創設は従来にない視点を含蓄し、財政ではなく市場の力で中小企業の融資難を解決しようと、中国政府が試みているともいえるだろう。

この時期の中小企業政策は、以前と比べるとさまざまな進歩が見られるが、いくつか不足している点もある。まず、2000 年代前半は各種の政策を打ち出した初期段階であり、政策目標を実現するための手段が単一的であった。例えば、社会的支援体制の構築に対しては主に資金支援が行われ、信用供与システムの構築に関する営業税の免除が主要な方法であった。そして、法規や政策の内容に抽象的な文言が多く、実際の実施が難しいという指摘が散見された。例えば、「关于治理向个体私营等非公有制企业乱收费，乱罚款和各种摊派等问题的通知」(2005) には「个体私营など非公有制企業に対し、根拠なく検査、評判、育成、寄付金を要求することを禁止する」などと記載された。この「根拠なく」の判定基準や、どの部門が監督をするのか、違反した場合にはどのような処罰が行われるのかといった内容が明記されなかった。

第二節 「単一的保護」から「多元的促進」へ～2000 年代後半～

中国「十一・五」計画期間の中国経済は急速な経済成長を達成し得た結果、中国の GDP は世界第 2 位となった。しかし、2000 年後半期には、中国あるいは全世界の経済状況が激しく変化し、中国の中小企業が直面する状況と課題も以前とはかなり異なるものとなった。経済のグローバルな動向に対応するために、中国の中小企業政策も多くの変化を遂げるようになった。

2006 年 3 月 14 日の中国第 10 期人民代表大会第 4 回会議では「中華人民共和国国民経済と社会発展

第十一次五カ年計画綱要」が通過した。この綱要中小企業の発展を促進する方途として、以下のように記載された。例えば、「積極的に中小企業向けの融資と小額の貸出を発展させる」、「各種の企業、特に中小企業の革新活力を発揮させ、技術革新と創造発明に励む」、「労働力を大量に吸収できる労働集約型産業、サービス業と各種所有制の中小企業を積極的に発展し、労働者の自主的な起業または就職に励み、多種多様な就職方式を促進する」、「中小企業成長工程を実施する」などである。

「十一・五」計画期間中、中国国内外の経済情勢は著しく変化し、中小企業の発展は紆余曲折を経たが、全体としては、中国経済が発展する過程で、中小企業の果たす役割が益々重要になっていると認識されるようになった。

中央政府は中小企業発展への支援を益々重要視するようになり、「十・五」計画期間で形成された中小企業政策体系を基礎に、「十一・五」計画期間では法律保証、金融財政支援、技術革新と社会的支援体制などの面で従来以上に効果的で具体的な政策措置を作り上げた。特に 2008 年の世界金融危機の後、政府は金融支援と財政支援を強化し、以前より遥かに多様な政策手段を採用し、異なる角度と方法で中小企業の発展を促進した。

これを踏まえて、2000 年代後半の中央政府の中小企業振興政策を分析する。

(一) 非公有制経済の重要視、政策手段の拡充と政策内容の細分

「中小企業促進法」が公表された 2003 年の 2 年後の 2005 年 2 月、国务院は「关于鼓励支持和引导个体私营等非公有制经济发展的若干意见」(略称、非公 36 条)を公布した。「この意見は、个体私营経済の発展に励むことが全面的かつ系統的に陳述された初めての国家政策である」(上海市工商業連合会ほか [2006] 12 ページ)。そして、この意見は、中小企業への支援保護という思想である促進法を踏襲しながら、非公有制経済の重要性を指摘し、「その発展を制限する体制的障害を取り除く」ことを要求した。非公有制経済の発展を支援するために、非公 36 条は財政金融支援と社会的支援などの面で促進法以上に具体的な要求を提出し、財政金融支援に対して「財政支援と貸出支援を強化し、直接融資ルートを開き、金融サービスの革新と信用供与体制の完

備に励む」とした。また、社会的支援に対しては「社会仲介サービス、起業サービス、科学技術革新サービスを強力に発展させ、企業経営者と従業員の育成を行い、企業の国内外市場開拓を支援し、企業信用制度の建設を推進する」とし、これに各要求に関する具体的な提案も付け加えた。例えば、「金融サービスの革新について、会社財務管理、別段預金などの業務を勧める」、「信用供与体制の完備について、非公有制経済が営利的な信用保証機関を設立することを支持する」といった具合である。

また、非公36条は促進法にない競争の公平性や非公有制経済向けの市場参入緩和を進める政策方向を提出した。これは「5つの許可」と「2つの奨励」で実現しようと試みるものである。具体的には、前者は「非公有制資本の国家独占の産業領域への参入許可、公共事業とインフラ領域への参入許可、社会建設と社会サービス事業¹³領域への参入許可、金融業界への参入許可、国防科学技術工業領域への参入許可」であった。後者は「非公有制経済が国有経済構造調整と国有企業再編に参与することの奨励、西部大開発、東北地域の古い工業基地の振興と中部地域の発展に参与することの奨励」であった。「この内容は中国の開放政策が外資を対象とするだけでなく、国内のあらゆる経済主体に開放することを示した」(陳憲ほか[2005]122ページ)。

当該政策の実施は、民営経済に一層の発展の可能性を与えたことが明らかになっている。このほか、非公36条は以前の政策と異なる2つの特徴を有しており、それは非公有制経済自身の建設に注力することと、政府に対して監督管理と政策協調を要求することであった。非公36条の公布によって、2006-2010年の5年間で中小企業の中でも特に民営中小企業向けの支援政策が多様になり、措置内容も具体的で入念なものとなったことが知られている。

(二) 就職支援の方式転換、創業支援による就業の促進

2006年と2007年には中小企業の顕著な発展が見られ、企業の年収と利潤の対前年増加率は平均27.0%と35.6%となった。就職支援政策の多くは財政支援によって失業者の再就職を促進するものであるが、上記の理由からか、2005-2007年の就職支援政策は2002-2004年の3年間と比べると多くはなかった。ところが、2008年に世界金融危機が発

生した影響で、多くの中小企業が苦境に立たされ、失業率も上がった。このため、中国政府は2008年から2010年までの3年間で、各種の就職促進政策を断続的に打ち出すことになった。

2008年1月に、国务院弁公庁は「关于加强普通高等学校毕业生就业工作的通知」を公表し、「大学卒業生は地方都市と農村部で、中西部地域と中小企業で就職することに励み、自らの創業に励み、基幹企業と国家科学研究プロジェクトを行う企業や機構は大学卒業生を採用し、雇用を安定させることに励む」と公布した。同年、国务院弁公庁は人力資源(ヒューマンリソース)・社会保障部などの部署から提出した「关于促进以创业带动就业工作指导意见的通知」を配布し、「創業で就職支援を促進する」ことを指摘し、その後も多くの政策を打ち出し、貸出、誘導基金、創業企業税金特恵などの面で、創業を支援するという政策目標を掲げた。

(三) 社会的支援体制の完備

「十一・五」計画期間期間には、社会的な支援体制に基づいて中小企業に対する資金の支援が強化され、情報ネットの建設や企業情報化の推進、公共サービスプラットフォームの構築に関しても著しい成果を上げた¹⁴。

情報ネットの建設については、2006年に発展改革委員会が中小企業情報ネットの建設に投資の手配を開始し、2007年からは北京市を含めて7つの省と市に資金を配って建設を始めた。その内容も単なる政務情報の提供から、創業指導、就職採用、会社管理コンサルティングなど様々な分野を包有し、情報ネットは2000年時には国家が管理・運営する唯一のネットであったが、現在では全国47の省と市が当該自治体に所属する情報ネットを持っている¹⁵。

企業情報化の推進について、2009年末までに、累計6万強の中小企業に勤務する15万人の従業員に対し、各種の情報化育成コースを設置した¹⁶。

公共サービスプラットフォームの構築については、2007-2010年の間に、中央予算のうち中小企業サービス体系を発展させるために総計で5億元の専門予算が組まれ、累計で238項目の公共サービスプラットフォームの建設が支援された¹⁷。また、2010年4月に「关于促进中小企业公共服务平台建设的指导意见」が公表され、公共サービスプラット

フォームの運営や発展などに関する詳細な要求が説明された。

(四) 金融支援の強化と革新

政府は「十・五」計画期間よりも、「十一・五」計画期間中において中小企業に強力な金融支援と財政支援を行った。特に 2008 年の世界金融危機後、多くの中小企業の収益が低下し、多くの企業が資金繰りに苦しんだ。前節で触れた「十・五」計画期間では、資金調達ルートを開拓するために、政府は多数の政策を打ち出していたが、中小企業に対する融資難の問題を根本的に解決していなかった。中小企業を倒産の窮地から救い出すために、そして、より精度の高い金融支援体制を構築するために、中国政府は多様な政策手段を取り続けた。それは、営業税の免除や各種準備金の税前控除、保証費用補助、特定項目資金の注入などで信用供与システムの発展を強化すること、銀行貸出額の増額及び貸出監督の完備、金融サービス機関の建設、債権融資ルートの開拓などであった。

その中で、金融支援に革新的な転換があったと考えられる。金融危機の後、多くの中小企業が資金調達に窮し、「关于鼓励支持和引导个体私营等非公有制经济发展的若干意见」で金融業界の参入が許可されたが、「実際には、全国レベルでその具体化の作業が進められるには至らなかった」(三浦祐介[2012] 11 ページ)、膨大でかつ分散している民間資本の誘導に直接的な効果がないとはいえ多くの闇金融がいまだに暗躍しており、こうした問題が中小企業の持続的な経営の障害となっていた。

2010 年 5 月 7 日に、国务院は引き続き「关于鼓励和引导民间投资健康发展的若干意见」を公表し、その中で、明確に「民間資本が金融機構を設立することを許可する」と「民間資本が信用供与会社を設立することを許可する」と記載した。この若干意见は、巨大な民間資本を導いて企業の発展を支援することを可能にただけではなく、金融体系の多元化や中国の経済体制の改革を促進させる一助であることが考えられる。

(五) 財政支援の強化と支援手段の多様化

「十一・五」計画期間に中小企業に対する財政支援が強力に推し進められ、同時に当該支援は多様化の特徴を有するようになった。それまでの中小企業

発展特定項目資金を踏襲することに加え、中国政府は、料金徴収の整理整頓、税金特惠と政府調達支援に関する多くの法規政策を作り出し、特に 2008 年の世界金融危機の後には中小企業向けの財政支援が顕著に増加した。

例えば、料金徴収の整理整頓については、发展改革委と工商管理総局が 2008 年 8 月に「关于停止征收个体工商户管理费和集贸市场管理费有关问题的通知」、2010 年 4 月に「关于开展治理和规范涉企收费工作的通知」を公布した。さらに、2011 年に入ると連続的に行政管理料金の整理整頓に関する文書を発表し、とりわけ小型・微型企業を対象とした一部の行政管理料金を免除することに触れた。このようにして、中小企業向けの政策が経年的に精緻化されていったのである。

税收特惠については、所得税、営業税、輸出増値税還付、付加価値税などを対象に免除が行われ、企業の税金負担を減らすことが目指された。中でも、強力な税收特惠政策は、概ね 2008 年以降に現出するようになった特徴を見て取れる。

(六) 国内外の市場開拓支援

中小企業が市場開拓に取り組むための支援については、各種の国際会議や国際活動の舞台で、中小企業の国際連携と技術革新を促進することに加え、中央政府は中小企業国際市場開拓資金を拠出し、要求に合う中小企業に対して海外展覧会や各種製品の認証、国際特許出願、国際市場宣伝・推薦、国際競売、海外技術買収などの面で支援を行っている。

特に注意すべき点として、2008 年以前の中国政府は中小企業の国際市場開拓を最重要視し、金融支援や国際連携に呼応して中小企業が「出かける」ことを後押ししていたが、世界金融危機以降になると政府は国内市場の開拓を始め、省及び市間の連携を強化することを重視し始めた。

(七) 多様な手段による技術革新の促進

2000 年代前半には、技術革新への支援はほぼ金融支援と財政支援に限られていた。金融支援は、主に科学技術型中小企業向けの銀行貸出業務にアドバースをすることであり、他方の財政支援は、主に基金によって企業へ資金支援を行うことであった。両方とも模索の色が濃かったといえる。ところが、2000 年代後半になると、「国家中長期科学と技術発

展計画綱要(2006-2020年)」に従いながら、それまでの経験を反映させることで支援手段が格段に増え、同じ手段であっても支援の方法は異なるものとなった。例えば、財政支援では、基金支援を維持しながら、税金免除や社会的支援も同時に行われた。金融支援については、銀行貸出への注力から、全般的な融資体系を建設することに焦点が移された。この他にも、知的財産戦略の実施も付け加えられた。

2000年代後半の中央中小企業政策を整理すると、政策内容の拡充、手段の革新、支援の強化などが見られ、中小企業は従来以上に重視されるようになったことが分かる。そして、この時期、非公有制経済を発展させることが正式に政策課題とされ、体制的な障害と市場参入障壁を取り除く政策が提出されていった。

とはいえ、2000年代前半と同様、一部の政策文書には抽象的な内容が多い。例えば、「关于进一步做好中小企业金融服务工作的若干意见」(2010)には「小企業への貸出増分は去年より多いことを確保する」などと記載されたが、諸事により実施がなされていなかった場合にはどのような対応がなされるかといった内容が明記されなかった。実施段階になると政策を遵守することができなくなるなどの不備が散見される事例も少なくない。筆者がヒアリングした企業では、税收特惠などを受けたものの、それほど役に立たなかったという評価¹⁸や、そもそもほとんどの支援政策を詳しく知らなかった¹⁹という声が聴かれた。

第三節 小括

中小企業の法的地位の向上や中小企業政策体系の総合化、支援分野の明確、支援手段の充実などは2000年代中国民営科学技術型企業の好調な発展に寄与したと考えられる。2004-2006年における「企業原罪論」の論争や2007-2009年における人民元高と金融危機などで2000年代後半の外部環境は悪化した²⁰。しかし、政策内容の拡充、手段の革新、支援の強化などにより、民営科学技術型企業に支援しながらその成長を確保し、特に非公有制経済を発展させる政策を打ち出すことで、私営个体所有制の科学技術型企業の発展に拍車をかけた。また、このような政策展開の背後には、各地域の不均衡発展に対しても非公有制企業の誘導や就職政策などにより地域間格差の是正を目指しているようにも考えら

れる。

最後に、本章の分析で分かるように、実際、直接に民営科学技術型企業を対象に支援政策を策定する文書は見当たらないが、政府は科学技術政策、民営経済支援政策、中小企業政策を結びつけ、中国の民営科学技術型企業への支援を行っていることが分かった。

第四章 2000年代における上海市の中小企業政策

本章では、2000年代における中央政府の政策に対応して、あるいはそれとは独自に、地方政府がいかなる中小企業振興政策をとってきたかを上海市を事例に考察する。

第一節 地域特徴に適して中央の政策を踏襲した2000年代前半

上海市の中小企業振興政策を、就職支援、輸出入支援、技術革新への支援という3つの側面から整理を行った。

再就職の支援については、上海市は中央政府の政策を踏襲しながらも、独自の政策を形成した。例えば、税收特惠と資金支援に関しては、「关于落实本市促进就业税收优惠政策实施意见」(2003)を公表した。これは、中央政府の政策と同じ年に打ち出されたものであるが、中央政府の要求と一致させながら、上海市の地域の特徴に合わせた内容であった。これ以外に、「关于外省市转移进沪人员若干问题处理意见的通知」や「上海市居住证暂行规定」など、戸籍制度の下で、上海市で就職する困難が考慮された上で作られた政策もある²¹。

輸出入支援については、中央政策と基本的に一致して、中小企業国際市場開拓資金という名目で中小企業の対外貿易と輸出拡大に支援が与えられ、企業の選択、使用方式もほぼ同様であり、金額、監督機関などは上海市政府の予算と管理部門によって決定される。

技術革新への支援については、2000年代前半、中央政府と比べると上海市は、独特な地域的特色をもっていた。政策を見ると、上海市政府は主に人材支援、知的財産保護、省エネ促進という面で支援を行った。人材支援の面では、戸籍制限の緩和で技術人材の誘致を促す政策と、人材人事サービスの整備のほか、創業環境の整備支援などの関

連政策を作り出した。人材支援だけではなく、上海市は、知的財産保護の重要性を意識しながら動き始めた。2004 年 9 月に「上海知的財産戦略綱要 2004-2010」を公表し「知的財産戦略の実施は『科教興市』戦略の重要な保証であり、上海市の総合的競争力、経済・社会・科学技術の維持可能な発展に対する重要な動力である」と指摘した。そして、「革新能力の促進、知的財産権に対する保護、管理とサービスの構築、人材の確保」に取り組むことが上海市政府の重要な業務に据えられ、それらに対して詳細な方法の提示を要求した。また、各省エネや環境保護と関わる政策の策定によって、企業の研究開発活動が促進されていることが分かる。

総じて、この時期の上海市では、まず科学技術型企業は急速な発展を遂げ、その上、上海は全国の経済センターという立地優位が確立され、域外の民営企業と帰国投資家を誘致した。2000 年に域外に本社をおく企業の上海での登録資本金は 1 億元に達し、私営企業全体の 40% を占めた²²。これらの特徴によって、上海は私営経済の重視、科学技術型企業の重視、外来の企業・投資者の重視という特徴を形成してきた。

政府はこのような現地状況に合わせながらも、中央政府の政策を踏襲していることが伺える。技術革新への支援政策を見ると、上海市は自身の特色に応じて「科教興市」という戦略を作り上げ、それを支えるために、人材誘致（外来企業への支援）や知的財産保護（科学技術企業への支援）などの政策手段を援用した構図が浮かび上がる。

第二節 政策手段の多様化と独自色を求めた 2000 年代後半

2007 年に上海市の民営中小企業は 26.3 万社に達した。当該企業数は中国における全ての市に立地する中小企業総数の実に 78.3% を占める規模であり、2005 年と比べると 0.4%、2006 年と比べると 1.5% 増加した。また、上海市における民営企業に占める民営中小企業の割合は、3 年連続で 99% 以上を占める。上海市の中小企業支援政策は、中央政府の政策を踏襲しながらも自らの法規措置を講じ、2000 年代前半より多様な政策手段を取ることで上海市の実態に即した内容となっており、中小企業の発展が促進されている。

ここでは、2000 年代後半の上海市の中小企業政

策を 7 つの側面から検討していく。

(一) 中央政府の政策の細分化と地域の特徴に合わせた政策形成

2005 年 2 月、国務院は「关于鼓励支持和引导个体私营等非公有制经济发展的若干意见」を公表した。その 3 ヶ月後、上海市政府は「关于贯彻《国务院关于鼓励支持和引导个体私营等非公有制经济发展的若干意见》的实施意见」（略称、上海 38 条）を公表した。この上海 38 条は、国務院の若干意見に則りながら上海市の特徴に合わせて、「5 つの励み」を提出した。具体的には「非公有制科学技術型企業を發展することと技術革新を促進することに励み、非公有制資本が現代サービス業と社会事業に参与することに励み、非公有制資本がインフラや地方の公共事業、農業投資に参与することに励み、非公有制資本が国営経済の戦略的な調整に参与することに励み、創業と就職ルートを広げることに励む」と記載された。

このほか、非公有制経済への金融支援や社会的支援と監督についても、明確な要求が提出された。その後、中小企業支援政策の中でもとりわけ民営中小企業向けの政策法規は、上海 38 条を根拠に作成された。同様に、上海市は中央政府の政策と歩調を合わせながら「关于加快促进上海非公经济发展的若干意见」や「关于贯彻《上海市人民政府贯彻国务院关于促一步促进中小企业发展若干意见的实施意见》的实施细则」などの重要な文書を次々と公布した。これらの意見や細則は、中小企業が携わる産業を誘導しながら、社会的支援や創業支援などを促すものであり、同時に金融サービスや対外貿易などの面でも新たな政策の方向性を提示するものである。

2008 年の世界金融危機の後、上海市政府は「关于组织实施“助企业，促创新，渡难关”行动的通知」を公表し、企業を支援するために、産学研連携²³や科学技術者の特別任命制度、創業チューターの増加などのユニークな措置を講じた。その後も、上海市政府は「上海市人民政府关于公布本市取消和停止征收 148 项行政事业性收费项目的通知」を公表し、土地使用費用や各種審査の手数料を含めて 148 項目の行政管理料金を取り除き、確実に企業の負担を軽減した。

(二) 上海市における創業促進政策の展開

複数年にわたる就職支援の結果、上海市における

企業の中でも特に中小企業の雇用環境は改善した²⁴。2008年9月に中央政府は「創業で就職を促進する」ことを提言し、2009年1月には上海市政府が「进一步做好本市促进创业带动就业工作的若干意见」を公表した。これは、特に「2009-2011年にかけて、創業による就職を促進する3年計画を実施し、6万人の創業教育と育成、50ヶ所の創業園と孵化基地の設立、3万人の創業の成功、20万人の就職の創業による完成を実現する」という目標を定めたものである。同年2月、「关于鼓励创业促进就业的若干意见」が打ち出され、創業支援だけではなく、支援政策と実際の需要を結びつけ、起業環境を改善することを目指すものでもあった。

（三）上海市における社会的支援体制の建設

1999年、上海市に中小企業発展促進室²⁵が設立された。当該オフィスは2007年に市経済と情報化委員会の傘下に入り、区と県の中小企業管理部門も区と県の経済委員会の管理下に置かれることが明確になった。管理部門が明確化された上で、サービス機構も次第に設立されていった。サービス機構は主に市レベルと区レベルの2つの機構がある²⁶。

2007年、「上海市中小企業百千万成長工程」の実施が始められた。工程は、「上海市政府が100社の成長型中小企業を強力に支援するほか、集団企業は1,000社、各区県は1万社の成長型中小企業を育成する」と要求した。その成長工程の補助措置として、上海市は中小企業情報化サービス体系を構築し始めた²⁷。

その後、支援体制の改善を求めつつ、上海市は、「上海市中小企業発展サービスセンター」を設立し、情報伝達などに関する公共サービスの提供を始め、政策の推進を目指している。

（四）上海市による金融支援と政策の多様化

間接融資については、銀行貸出が中小企業にとって主要な資金調達方法であり、90%の融資は銀行からである。その際、銀行と企業間の情報の非対称性は、銀行の消極的な貸出行為の源だといえる²⁸。このような課題を改善するために、上海市は多様な方法で銀行と企業のマッチングプラットフォームを構築した²⁹。また、上海市が2,000社の中小企業を選んで基本情報などを根拠に各企業の信用度を評価し、上海中小企業信用建設³⁰を試行している。

直接融資については、上海市は株式市場に上場できる企業を育成するための工程を提示することで、企業の間接融資を支えている。2007年8月に、上海経済委員会を含む5部署は「关于实施上海中小企业改制上市培育工程的意見」を公表し、上場育成の対象や詳細な措置を定め、その後、各区と県は具体的な行動計画を作り出した³¹。そして、上海市は専門的な企業リストラサービスと上場サービスを提供するチームを組んで、2007年に6社の企業を深セン証券取引所で上場させ16.1億元を調達し、5社をアメリカで上場させて15.3億ドルを調達した³²。2009年には「关于促进本市小额贷款公司发展的若干意见」などの政策を出し、金融サービスの強化と企業融資環境の更なる改善を目指している。2010年は中央政府の支援方向に従い、「关于研究制定本市贯彻『国务院关于鼓励和引导民间投资健康发展的若干意见』具体实施办法工作方案」で民間投資の健全な発展を促進した。

（五）上海の財政支援拡充

上海市の財政支援は、経年的に強力かつ多様な内容に変化してきた。2007年、中央政策に応じて上海市政府は中小企業成長工程誘導資金を手配し、中小企業公共サービスプラットフォームの構築、上場育成、融資難緩和、ブランド建設などを促進し、中小企業が発展するための環境整備を目指すようになった。

2009年、産業誘導と専門プロジェクトへの支援に力を入れつつ、上海市は「上海市服务业发展引导资金使用和管理办法」、「上海市自主创新和高新技术产业发展重大项目专项资金管理办法」という2つの重要な産業政策文書を公表した。そして、2010年に入ると資金支援を一層と強化し、「上海中小企业发展专项资金管理办法」で資金の金額と使用範囲を拡大し、支援後期のフォローを強化することを示した。2010年後半になると、「上海市地方特色产业中小企业发展资金管理操作办法」が公布され、中小企業だけではなく上海市の地方に立地する特色ある中小企業の発展も促されるようになった。

（六）上海市における中小企業への市場開拓支援とブランド構築

中小企業向けの市場開拓支援面では、上海市は中央の意見や要求に従いながらも、経年的に上海市の

独自色を出すようになったことが分かる。上海市は立地優位性を生かし、海外市場の開拓に関しては、さまざまな情報経路を通じて中小企業の国際連携を進めている。そして、経済貿易懇談会を開催し、製品と技術の革新を進めている。国内市場の開拓に関しては、展覧会や経済貿易面談会を開催し、域外の中小企業の連携強化を試みている。その上で、上海市は、ビジネス情報交流ネットを完備し、国内外の企業間連携の加速を目指している。また、上海市はブランド戦略に力を注いでいる³³。

(七) 上海市における独自の技術革新の促進

2000 年代後半の上海市技術革新促進政策は、3 つの特徴を有していると考えられる。1 つは、前にも触れたように中央政策を踏襲することである。例えば、2009 年 4 月に、「关于技术先进型服务企业有关税收政策问题的通知」が公表され、先進技術型サービス企業の認定と管理、認定された先進技術型サービス企業に対する所得税や営業税などの免除を定めた。このように、税収特惠や資金支援の面では、上海市は中央政策に従うことが多いといえる。

2 つ目の特徴は、中央政府政策に従ったうえで、政策手段を拡充させることである。上海市は、技術革新を促進するための方策として、財政支援、金融支援、知的財産戦略を採用したほか、人材支援、投資環境の整備などのユニークな支援方式を導入している。例えば、人材支援の面では、2007 年 1 月に、上海市人力資源社会保障局は「上海市人才发展资金管理办法」に基づき、上海市で就職または創業を希望する規定の条件を満たす専門技術人材に対し、彼らの仕事や生活を支援するために 5 万から上限 20 万元までの資金を供与することを公表した。投資環境の整備については、「上海市创业投资风险救助专项资金管理办法（试行）」（2007）により、上海市政府に危険準備金を納付した創業投資会社は、規定の条件を満たせば、たとえ投資に失敗しても上海市政府から一定の補償金をもらえることになった。その中で、認定された上海ハイテク企業への投資に対しては最大損失の 50% が補償され、さらに、認定された上海ハイテク成果転化プロジェクトへの投資に対しては最大損失の 70% が補償されると記載された。

3 つ目の特徴は、上海市の特徴をあわせて、独自の科学技術型中小企業を育成するプロジェクトを立

ち上げていることである。上海市は、浙江省や江蘇省の中小企業と比べると、自主ブランド³⁴と「小巨人」³⁵企業を欠いていることが指摘される。そのため、上海市科学技術委員会は、2006 年に科学技術「小巨人工程」の実施計画を提出し、「3-5 年の期間を取って、自主的知的財産権をもち、市場占有率が比較的高く、ブランド価値も比較的高い科学技術型中小企業を育成することを展望した」（俞崇武 [2005] 16 ページ）。「小巨人工程」は、上海市で奨励されるハイテク産業の製品を研究開発し、かつ成長性が高く技術革新能力を一定程度有している企業を対象として、各発展段階に従って、資金、項目、プラットフォーム、人材、政策の面で支援を行うこととした。

以上の取組が功を奏し、2007 年末までに、上海市における対象企業の技術レベルと革新能力には顕著な上昇が見られ、2006 年と比べると企業資産総額は 34% 増え、収入総額は 25% 伸長した。また、純利益、納税額、外貨獲得額はそれぞれ 20%、30%、22% 増加した³⁶。

第三節 小括

上海市政府は地方の特徴に合わせながら、中央政府の政策を踏襲することで上海市の民営科学技術型企業に応援し、2000 年代における企業規模の拡大や実力の向上、特に私営個体所有制企業の顕著な成長に貢献したと考えられる。2008 年世界金融危機の際も企業を支える様々な政策を打ち出し、後半における企業の利潤総額などの増加率は前半より遅れたが、年々成長していることが分かる。その他、知的財産保護政策や「小巨人」工程などユニークな措置で、上海民営科学技術型企業の技術革新能力を促進している。

上海市も科学技術政策や民営経済支援政策、中小企業政策を結びつけ、本市の民営科学技術型企業への支援を行っていることが分かる。

おわりに

本論文では、大きく 2 つの課題を設定した。すなわち、第 1 に 2000 年代中国において民営科学技術企業はどのような特徴を有し、いかなる発展を遂げてきたかを明らかにすることであった、第 2 に、その発展を促した中央政府と地方政府の中小企業振興政策、とりわけ民営科学技術企業の振興策について

解明することであった。後者については、特に中央政府と上海市政府の中小企業政策に関する比較分析に加え、2000年代前半と後半の政策を比較し前後の差異を析出することで、中国における中小企業政策の変容及び中央と地方の政策主体間関係がどのように移り変わってきたのかに焦点をあてた。

第1の課題については、2000年代後半の発展は前半に比べ緩慢になったが、中国民営科学技術型企業の発展は全体として好調であり、総合的な実力が向上しつつあるという実態が明らかとなった。

第2の課題については、上記のような発展を促した政策の役割は極めて大きい。しかし、その中小企業振興政策は、詳細に検討すると、2000年代前半と後半では大きく異なっていたうえ、中央政府と上海市政府の政策には共通性だけでなく、後者の独自性を見出すことができた。その点を確認すると、以下ようになる。

1990年代初頭の「抓大放小」から2000年代初頭の「中小企業促進法」の制定を経て、2000年代後半の全面的な支援体系の構築までを時系列で概観すると、中央政府の中小企業に対する態度は、「度外視から重要視」に転換するようになったことが歴然である。

そして、支援方式を見ると、従来は直接的な財政支援が中心だったものが、発展に向けた環境を整備することで間接的に支援する方式に転換してきたことが分かる。このことは、中小企業を保護するよりも、その促進を支援する体制に政府の態度が変わっていったといえよう。さらに、政策手段は単一的から多面的な内容となり、支援体制は平面的から立体的な内容に推移してきたと見られる。

もう1つの重要な変化は、金融支援の革新である。多様な資金調達ルートの開拓や中小企業の発展のために民間資金を導入することなどによって、政府があらゆることを「一手に引き受けてきた」従来の仕組みから、市場に負担を分散してもらう仕組みに移り変わったことを示している。以上の変化は、中国における経済体制改革の動きを反映していると考えられる。

こうした中で、上海市政府の政策は中央政策を踏襲しながら、より具体化した政策細則の制定に務めるようになった。とりわけ、2000年代前半と比べると、後半は地域の特徴と他地域との差異を考慮しながら、地域が特色のある独自政策を作り出す勢い

を有している。企業を支援する主体を市政府から区政府へ広げたことも政策体系の日々の進歩を証明したものであると考えられる。

しかし、上海市内の民営科学技術型企業へのヒアリングによると、様々な要求が挙げられていることもまた事実である。さらに、財政支援と技術革新支援の優遇政策を受けるに留まった問題や、優秀な人材を招きにくいなどの問題も表出している。また、中小企業を支援する政策が一般的に知られていないことも決して珍しくはない。政策の公布と支援体制の構築だけではなく、政策条項を実施段階で確実に実行することも大事であろう。中国において中小企業を支援する一連の政策が完備されるためには、従来以上に多様な政策課題が検討される必要があると考えられる。

【注】

- 1 科学技術型企業：ハイテク技術の応用を中心に行う企業、日本のベンチャー企業に近い。
- 2 社会主義改造：現代中国において、1953年提起された過渡期の総路線の課題の一つ。プロレタリア独裁下で生産手段の私有制を社会主義的な公有制に変革することをいう。
- 3 中国国家科学技術部政策法規と体制改革司編[2001]『中国民営科学技術政策法規編』法律出版社、21ページ。
- 4 「民営科学技術型企業を強力に発展させることに関する若干問題の決定」(1993年6月12日)より。
- 5 1980年代初頭からという説もある。
- 6 中国国家科学技術部政策法規と体制改革司編[2001]『中国民営科学技術政策法規編』法律出版社、103ページ。
- 7 「上海市民辦科学研究と技術サービス機構管理規定(試行)」(1984.8)「上海市民辦科学技術經營機構管理方法」(1989.2)など。
- 8 本章で使用した2008-2010年のデータはすべて『中国民営科学技術型企業發展報告2006-2010年』から取得したものである。
- 9 東部地域：遼寧、北京、天津、河北、山東、江蘇、上海、浙江、福建、広東、広西、海南など、12個の直轄市、自治区を含める。中部地域：山西、内モンゴル、吉林、黒龍江、安徽、江西、河南、湖北、湖南などの9省、自治区を含める。西部地域：陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆、四川、重慶、雲南、貴州、

チベットなど 10 個の直轄市、自治区を含める。

10 2004 年の企業数に関しては、『上海科学技術統計年鑑』(2005 年)と『上海科学技術年鑑』(2005 年)には 16,373 社と記載されたが、王克忠 [2006]「現代化国際大都会の特徴を持つ上海民営経済の発展を加速する」には 2 万 8,000 社強と記載され、「2005 上海民営経済」には「2005 年(上海)民営科学技術型企業は 4 万 5,000 社に達し、去年より 9,400 社を増加した」と記載された。

11 『上海科学技術統計年鑑』における 2005 年以前の R&D 経費は科学技術活動経費を含むものであったが、「上海統計年鑑」(2006 年)より、2005 年から、R&D 経費と科学技術活動経費は独立されたため、R&D 経費の金額は去年より遥かに減少した事になった。しかし、2005 年、2006 年、2007 年の R&D 経費と科学技術活動経費を合わせると、それぞれ 201.3 億、312.3 億と 446.2 億元であり、毎年増加している傾向が見られる。

12 「山東人力資源と社会保障」編集部 [2003]「経済発展を加速させ、就職ルートを拓く」『山東人力資源和社会保障』11-4605/C, 1 ページ。

13 社会サービス事業：中国中央政府と地方政府に指導され、行政部門や企業(金融機構を含む)に並ぶ社会事業である。具体的に言えば、社会事業は社会公益を目的とする国家機関や他の組織に行われる教育、科学技術、文化、衛生などの社会サービスである。

14 国務院発展研究センター課題組 [2011]『中小企業発展：新環境・新問題・新対策』中国発展出版社、50 ページ参照。

15 同上。

16 同上。

17 国務院発展研究センター課題組 [2011]『中小企業発展：新環境・新問題・新対策』中国発展出版社、50 ページ参照。

18 2013 年 11 月 13 日、上海復旦微電子集団股份有限公司の徐烈偉氏のヒアリングより。上海復旦微電子集団股份有限公司は 1998 年に立ち上げられ、復旦大学国家大学科学技術園に立地し、大規模集積回路の設計、開発とシステム解決案の提供を主要業務として、650 人の従業員を持っている株式会社である。(2008 年以前、会社の従業員は 300 人未満のため、2000 年代の政策に関するインタビューで、中小企業として取り扱えると考えられる)。

19 2013 年 11 月 1 日、アンホウ電子(上海)有限公司の王氏のヒアリングより。アンホウ電子(上海)有限公司は 2004 年に立ち上げられ、上海張江ハイテク産業開発区に立地し、各種集積回路の設計を主要業務として、130 人の従業員を持っている台湾投資の株式有限会社企業である。

20 「民営科学技術型企業発展報告研究」組 [2011]「中国民営科学技術型起業発展報告 2006-2010」中国経済出版社、6-7 ページ参照。

21 例えば、上海市の戸籍に加入するための年齢制限を緩めることで、要求を満たし得る技術人材や高級人材の適用範囲を拡充を図っている。また、非公有制の経済組織が人材人事サービスも提供し、各種のコンサルティングや手続きに関する就職支援を行っている。

22 王克忠 [2006]「現代化国際大都会の特徴を持つ上海民営経済の発展を加速する」『上海市経済管理幹部学院学報』Vol.4, 24 ページ参照。

23 日本の「産学官連携」と同様のものである。

24 2007 年の上海市の中小企業には 815.6 万人の従業員が在籍し、2006 年と比べて 34.6 万人増えた。また、中小企業の従業員数は上海市企業全体の 83.1%を占めた。

25 上海市中小企業室：上海市政府に許可された全市の中小企業発展促進事業を行う行政機関である。中に行政秘書部、総合調査研究部、政策協調部、融資サービス部、合作交流部、企業サービス部が設置された。

26 前者は、上海市中小企業サービスセンター、各部署の専門サービス機構、例えば、開業指導サービスセンター(市労働保障局)、中小企業サービスセンター(上海銀行)などである。一方、後者は、貸出信用保証センター、各種コンサルティング会社、専門事務所などである。そして、インターネットを通じてさまざまな仲介機構やサービスセンターが結びつけられ、資金、情報、創業就職とコンサルティングなどの面で中小企業に支援が行われている

27 それらは、情報公共サービスプラットフォームとしての「上海中小企業ネット」、各種情報サービス(税務管理、技術革新、法律知識など)を提供する「上海中小企業 114 ホットライン」、技術設備とサービスを提供する「上海市研究開発公共サービスプラットフォーム」、情報化サービスを提供する「上海市中小企業情報化サービスステーションネッ

トプラットフォーム」，雑誌「上海中小企業」などである。これらは，上海市が中小企業情報化サービス体系の一部として建設してきたものである。

28 唐豪ほか〔2009〕『2008 上海民営経済』上海財経大学出版社，76 ページ。

29 例えば，「小企業金融サービス面談会」や「上海国際創業投資とプライベート・エクイティ投資フォーラム」を開催することで，資本と企業プロジェクトの結びつきを強めている。

30 上海中小企業信用建設：中小企業は自身と取引相手の信用ドキュメントを作ることを通じて，経営方案，財務管理，調達販売，安全生産，製品品質，法務人事などの面で信用リスクの防御と制御制度を建設する。この制度は銀行と企業の情報非対称性の解消にも役に立つと考えられる。

31 例えば，嘉定区は「嘉定区推进企业改制上市行动计划」を公表し，区の予算を使用して5年間で区内の中小企業20社を上場させ，100社を育成計画に入れるという目標を設定した。

32 唐豪ほか〔2009〕『2008 上海民営経済』上海財経大学出版社，78 ページ。

33 例えば，2007年に2度行った「ブランド企業」と「ブランド製品」などの推薦活動によって，中小企業のブランド力を向上させることに注力している。上海中小企業ブランド建設推進委員会の参加部門も13から17部署まで増え，「关于加快推进上海中小企业品牌建设工作的实施意见」のような文書も公表され続けている。

34 自主ブランド（Self-owned Brand）とは，企業が自ら開発したブランドで，自主知的財産権を持つブランドを指す。

35 小巨人：自主的知的財産権をもち，市場占有率が比較的高く，ブランド価値も比較的高い科学技術型中小企業。

36 徐佩鋒〔2008〕『『小巨人』そびえ立ち』『華東科技』31-1709/N，66-67 ページ。

（元京都大学大学院経済学研究科修士課程）